

保護者各位

函館大学附属有斗高等学校
校長 山田伸二

冬期休暇中の生徒心得

＜休暇は家庭学習と心身鍛練の期間であり、目標を定め規律ある生活をする事＞

外出について

1. 外出の際は、高校生らしい端正な服装及び頭髪をし、身分証明証を必ず携帯すること。
2. 外出した際は、午後10時までに帰宅すること。ただし、保護者同伴で外出するときはこの限りではない。また、交友間の外泊は厳禁とする。
3. 補導を受けた場合は身分証明証を提示し、注意されたことを守り、ただちに担任に連絡すること。

行動について

1. 高校生として、社会の一員として、自覚ある行動をとり、公衆道徳を進んで守ること。
2. パチンコ・パチスロ店等の遊戯場、酒類を提供する飲食店・クラブなどの風紀上有害な場所への立ち入りをしないこと。また、馬券・車券の購入を目的としない競馬場、競輪場への出入りはこの限りではない。
3. クラス会・各種パーティー等に参加の際は、喫煙・飲酒等の不良行為に関わらぬよう注意すること。

アルバイトについて

1. 長期休暇中のアルバイトは届け出制の為、アルバイト開始前に担任まで書類を届けること。学業成績及び素行不良の者、環境不良な職場、集金・セールスなどの貴重品取扱い、危険業務などは届け出を受理しない。無届けでアルバイトをした場合、校則違反として処分の対象とする。
2. 原則として春・夏・冬の休み期間の3分の2以内の日数とすること。

交通関係について

1. 自動二輪・乗用車の無免許運転・無届免許取得をしないこと。また、暴走行為等の不良行為に参加しないこと。
2. 積雪・凍結等路面状況が不良の場合は、自転車を運転しないこと（場合によっては、スポーツ振興センターの補償対象外となる恐れがあります）。

スキー・スケート場について

1. 施設の利用にあたって、注意事項、確認事項をよく理解し、周囲に迷惑となる行為、又はその恐れがある行為はしないこと。※スケート場入場の際には必ず身分証を提示してください。
2. 立ち入り禁止場所、禁止区域に出入りしないこと。

旅行について

1. 事前に旅行届を提出すること。

その他

1. 何かあった場合には、学校または担任に連絡すること。

- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none">・始業式は1月16日（月）1時間目、登校時間は平常通りです。2時限目以降は平常通りの授業となります。・校則に留意し、<u>頭髪（染毛・パーマ・奇抜なカット等）・服装を正して登校すること。</u>
※状況（頭髪の乱れ）によっては、始業式に参加できない場合があります。 |
|---|